

平成29年2月16日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成28年(ワ)第1888号 不当利得返還請求反訴事件

口頭弁論終結日 平成28年12月22日

判 決

反 訴 原 告

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

東京都中央区晴海一丁目8番10号

反 訴 被 告

同 代 表 者 代 表 社 員

同 職 務 執 行 者

同 訴 訟 代 理 人 支 配 人

同

主

西 尾 剛

トリトンスクエアX棟

C F J 合 同 会 社

CFJホールディングス株式会社

浅 野 俊 昭

岡 崎 辰 夫

大 國 一 也

文

1 反訴被告は、反訴原告に対し、103万2744円及びうち68万6101円に対する平成28年9月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は反訴被告の負担とする。

3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文1項と同旨

第2 事案の概要

本件は、反訴原告が、貸金業者であった反訴被告（以下、後記1(1)の吸収合併の前後を通じ、「反訴被告」という。）との間の継続的な金銭消費貸借取引について、各弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115

号による改正前のもの) 1条1項所定の制限を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生し、かつ、反訴被告は過払金の取得が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、反訴被告に対し、不当利得返還請求権に基づき過払金及び民法704条前段所定の利息の支払を求める事案である。

1 前提となる事実(当事者間に争いが無い、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 反訴被告は、平成15年1月1日にディックファイナンス株式会社がアイク株式会社及び株式会社ユニマットライフを吸収合併した上、CFJ株式会社に商号変更し、平成20年11月28日に合同会社に組織変更したもので、貸金業法(平成18年法律第11号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。)3条所定の登録を受けた貸金業者であった。

(2) 反訴原告と反訴被告は、平成9年8月15日、リボルビング方式による金銭消費貸借取引を内容とする基本契約(以下「本件基本契約」という。)を締結した(甲1)。

本件基本契約は、基本契約に基づく借入金債務につき利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ上記過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意(以下「過払金充当合意」という。)を含むものであった。

(3) 平成9年12月20日から平成19年12月3日までの間、本件基本契約に基づき、反訴原告名義で、別紙計算書の「取引日」、「借入額」及び「返済額」の各欄のとおり、金銭の借入れとその弁済を繰り返す継続的な金銭消費貸借取引(以下「本件取引」という。)が行われた。

(4) 反訴原告は、本件基本契約に係るカード(以下「本件カード」という。)

を母親である[](以下「[]」という。)に又貸しし、[]ら(同人の夫を含む。)は、本件カードを使用して本件取引に係る入出金手続を行うとともに、出金に係る金員を費消した(乙13の1・2)。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件取引に基づく過払金返還請求権が反訴原告に帰属するか

(反訴原告)

金銭消費貸借契約の法律効果は貸金業者とカード名義人との間に帰属するものであり、カード名義人が貸金業者に対して借入金債務を負う。本件取引に係る入出金手続は、反訴原告から本件カードを又借りした[]らにおいて行ったものであるが、[]らは、カード名義人である反訴原告に法律効果を帰属させる意思で反訴原告の名義で弁済金を交付し、他方、貸金業者である反訴被告は、カード名義人である反訴原告の名を見て反訴原告に法律効果を帰属させる意思で弁済金を受領するものであるから、みなし弁済が成立しない限り、カード名義人である反訴原告が過払金返還請求権を取得するというべきである。弁済金がカードの被貸与者である[]らの出捐に由来するか否かは、上記結論を左右しない。

(反訴被告)

本件基本契約は、反訴原告と反訴被告との間で締結されたものであるが、現実には[]が本件取引に係る借入れと弁済をしていたものであり、弁済をしていない反訴原告には損失が生じていない。本件取引につき過払金が発生するとしても、その返還請求権は[]に帰属するものであり、反訴原告には帰属しない。

(2) 消滅時効が成立するか

(反訴被告)

仮に本件取引に係る過払金返還請求権が反訴原告に帰属するとしても、[]と反訴被告との間には何らの契約も成立していないため、過払金充

当合意は[]には及ばない。そのため[]の弁済により発生した過払金はその後の新たな借入金債務に充当されず、過払金返還請求権は10年の経過とともに時効消滅する（一旦発生した過払金は新たな借入金債務に充当されることなく、そのまま残存し過払金が累積される。）。仮に上記のような計算方法が採用できないとしても、[]と反訴被告との間では過払金充当合意を含め何らの合意も存在せず、消滅時効は過払金返還請求権が発生の都度個別に進行することから、反訴被告が負う過払金返還債務は10年以内に発生したものに限られる。

反訴被告は、本件訴訟において、上記時効を援用する旨の意思表示をした。

(反訴原告)

争う。

過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、取引終了時から進行するところ、本件取引に係る過払返還請求権については平成19年12月3日から進行するものである。

(3) 反訴被告が悪意の受益者に当たるか

(反訴原告)

反訴被告は、利息制限法所定の制限利率を超えた約定利息を受領しているとの認識があり、また、みなし弁済が成立しないことも知っていたから、民法704条の「悪意の受益者」に該当する。

(反訴被告)

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件取引に基づく過払金返還請求権が反訴原告に帰属するか) について

前提となる事実によれば、本件取引において借入れと弁済を行ったのは[]

らであり、同人らにおいて借入れに係る金員を費消したことが認められる。しかし他方、前提となる事実証拠（甲1, 2, 乙13の1・2）及び弁論の趣旨を総合すれば、基本契約である本件基本契約を締結したのは反訴原告であり、本件基本契約に基づき発行された本件カードも反訴原告名義であること、本件取引は本件基本契約で定められた約定に従って行われ、**〇〇**らは反訴原告の名義で上記借入れと弁済を行い、反訴被告においても、本件取引の入出金手続に**〇〇**が関与していることを認識しながら、反訴原告に対する貸付けとして貸付金を交付し、反訴原告からの弁済として弁済金を受領してきたことが認められる。そうすると、本件取引における借入れと弁済の法律上の効果は反訴原告に帰属し、利息制限法所定の利息の制限額を超える部分を元本に充当した結果、元本債権が消滅した後にされた弁済の効果も同じく反訴原告に帰属するものというべきである。

したがって、本件取引に基づく過払金返還請求権は反訴原告に帰属する。

2 争点(2) (消滅時効が成立するか) について

過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当であるところ、前記1で検討したところによれば、**〇〇**らが本件取引に係る借入れや弁済を行ったこと等をもって上記特段の事情と認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

したがって、この点に関する反訴被告の主張は採用することができない。

3 争点(3) (反訴被告が悪意の受益者に当たるか) について

貸金業者が利息制限法所定の制限利率を超えて利息を受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合は、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときで

ない限り、「悪意の受益者」であると推定されるどころ、反訴被告において本件取引につき貸金業法43条1項の適用があることの主張立証はないし、反訴被告が本件取引につき同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことにつきやむを得ないといえる特段の事情があることを認めるに足りる証拠もない。

したがって、反訴被告は、「悪意の受益者」に当たるといふべきである。

4 以上によれば、反訴原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第4民事部

裁判官 奥 野 寿 則

(別紙)

計 算 書

業者名 CFJ合同会社

債務者

取引日	借入額	返済額	日数	遅延 日数	利率	利 息	遅延 損害金	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息(5%)	過払利息の 元本充当額
H09.12.20	500,000				18%	0			500,000	0	0	0
H10.01.05		20,000	16		18%	3,945	0	16,055	483,945	0	0	0
H10.02.05		20,000	31		18%	7,398	0	12,602	471,343	0	0	0
H10.03.05		10,000	28		18%	6,508	0	3,492	467,851	0	0	0
H10.04.04		20,000	30		18%	6,921	0	13,079	454,772	0	0	0
H10.05.04	28,000		30		18%	6,728	0	0	482,772	6,728	0	0
H10.05.05		17,000	1		18%	238	0	10,034	472,738	0	0	0
H10.05.05	5,000		0		18%	0	0	0	477,738	0	0	0
H10.05.10	1,000		5		18%	1,177	0	0	478,738	1,177	0	0
H10.06.05		13,000	26		18%	6,138	0	5,685	473,053	0	0	0
H10.07.06		13,000	31		18%	7,231	0	5,769	467,284	0	0	0
H10.08.05		16,000	30		18%	6,913	0	9,087	458,197	0	0	0
H10.09.04	5,000		30		18%	6,778	0	0	463,197	6,778	0	0
H10.09.04		12,000	0		18%	0	0	5,222	457,975	0	0	0
H10.10.05		5,000	31		18%	7,001	0	0	457,975	2,001	0	0
H10.10.07		10,000	0	2	18%	0	903	7,096	450,879	0	0	0
H10.11.05		12,000	29		18%	6,448	0	5,552	445,327	0	0	0
H10.12.06		17,000	31		18%	6,808	0	10,192	435,135	0	0	0
H11.01.05		10,000	30		18%	6,437	0	3,563	431,572	0	0	0
H11.01.05		2,000	0		18%	0	0	2,000	429,572	0	0	0
H11.01.07	7,000		2		18%	423	0	0	436,572	423	0	0
H11.02.05		15,000	29		18%	6,243	0	8,334	428,238	0	0	0
H11.03.05		15,000	28		18%	5,913	0	9,087	419,151	0	0	0
H11.04.05		15,000	31		18%	6,407	0	8,593	410,558	0	0	0
H11.05.06		15,000	31		18%	6,276	0	8,724	401,834	0	0	0
H11.05.17	12,000		11		18%	2,179	0	0	413,834	2,179	0	0
H11.06.04		15,000	18		18%	3,673	0	9,148	404,686	0	0	0
H11.07.05		12,000	31		18%	6,186	0	5,814	398,872	0	0	0
H11.08.05		12,000	31		18%	6,097	0	5,903	392,969	0	0	0
H11.09.03		2,000	29		18%	5,619	0	0	392,969	3,619	0	0
H11.09.03		10,000	0		18%	0	0	6,381	386,588	0	0	0
H11.10.05		11,000	32		18%	6,100	0	4,900	381,688	0	0	0
H11.10.12		2,000	0	7	18%	0	2,635	0	381,688	635	0	0
H11.11.05		12,000	24		18%	4,517	0	6,848	374,840	0	0	0
H11.11.08		5,000	3		18%	554	0	4,446	370,394	0	0	0
H11.12.04		17,000	26		18%	4,749	0	12,251	358,143	0	0	0
H11.12.31			27		18%	4,768	0	0	358,143	4,768	0	0
H12.01.05		16,000	5		18%	880	0	10,352	347,791	0	0	0
H12.02.05		16,000	31		18%	5,302	0	10,698	337,093	0	0	0
H12.03.06		17,000	30		18%	4,973	0	12,027	325,066	0	0	0
H12.04.05		20,000	30		18%	4,796	0	15,204	309,862	0	0	0
H12.05.02		20,000	27		18%	4,114	0	15,886	293,976	0	0	0
H12.06.06		20,000	35		18%	5,060	0	14,940	279,036	0	0	0
H12.07.05		20,000	29		18%	3,979	0	16,021	263,015	0	0	0
H12.08.07		20,000	33		18%	4,268	0	15,732	247,283	0	0	0
H12.09.05		20,000	29		18%	3,526	0	16,474	230,809	0	0	0
H12.10.06		20,000	31		18%	3,518	0	16,482	214,327	0	0	0
H12.11.06		20,000	31		18%	3,267	0	16,733	197,594	0	0	0
H12.12.05		20,000	29		18%	2,818	0	17,182	180,412	0	0	0
H12.12.31			26		18%	2,306	0	0	180,412	2,306	0	0
H13.01.05		20,000	5		18%	444	0	17,250	163,162	0	0	0
H13.02.05		20,000	31		18%	2,494	0	17,506	145,656	0	0	0
H13.03.05		20,000	28		18%	2,011	0	17,989	127,667	0	0	0
H13.04.04		20,000	30		18%	1,888	0	18,112	109,555	0	0	0
H13.05.02		20,000	28		18%	1,512	0	18,488	91,067	0	0	0
H13.06.05		20,000	34		18%	1,526	0	18,474	72,593	0	0	0
H13.07.05		20,000	30		18%	1,073	0	18,927	53,666	0	0	0
H13.07.05	70,000		0		18%	0	0	0	123,666	0	0	0
H13.08.03		20,000	29		18%	1,768	0	18,232	105,434	0	0	0

計 算 書

取引日	借入額	返済額	日数	遅延 日数	利率	利 息	遅延 損害金	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息(5%)	過払利息の 元本充当額
H13.08.30	20,000		27		18%	1,403	0	0	125,434	1,403	0	0
H13.09.04		20,000	5		18%	309	0	18,288	107,146	0	0	0
H13.10.04		20,000	30		18%	1,585	0	18,415	88,731	0	0	0
H13.11.05		20,000	32		18%	1,400	0	18,600	70,131	0	0	0
H13.12.05		20,000	30		18%	1,037	0	18,963	51,168	0	0	0
H14.01.07		20,000	33		18%	832	0	19,168	32,000	0	0	0
H14.02.04		20,000	28		18%	441	0	19,559	12,441	0	0	0
H14.02.22	30,000		18		18%	110	0	0	42,441	110	0	0
H14.03.04		30,000	10		18%	209	0	29,681	12,760	0	0	0
H14.04.05		20,000	32		18%	201	0	19,799	-7,039	0	0	0
H14.05.04		20,000	29		0%	0	0	20,000	-27,039	0	0	0
H14.05.27	20,000		23		0%	0	0	0	-7,151	0	27	0
H14.06.04		25,000	8		0%	0	0	25,000	-32,151	0	85	112
H14.07.04		20,000	30		0%	0	0	20,000	-52,151	0	7	0
H14.07.25	20,000		21		0%	0	0	0	-32,440	0	132	0
H14.08.05		25,000	11		0%	0	0	25,000	-57,440	0	150	289
H14.09.05		20,000	31		0%	0	0	20,000	-77,440	0	48	0
H14.10.04		20,000	29		0%	0	0	20,000	-97,440	0	243	0
H14.11.05		20,000	32		0%	0	0	20,000	-117,440	0	307	0
H14.11.26	20,000		21		0%	0	0	0	-98,802	0	427	0
H14.12.04		20,000	8		0%	0	0	20,000	-118,802	0	337	1,362
H15.01.05		20,000	32		0%	0	0	20,000	-138,802	0	108	0
H15.01.27	10,000		22		0%	0	0	0	-129,848	0	520	0
H15.02.04		20,000	8		0%	0	0	20,000	-149,848	0	418	1,046
H15.03.05		20,000	29		0%	0	0	20,000	-169,848	0	142	0
H15.04.05		20,000	31		0%	0	0	20,000	-189,848	0	595	0
H15.04.05	60,000		0		0%	0	0	0	-131,306	0	721	0
H15.05.04		20,000	28		0%	0	0	20,000	-151,306	0	0	1,458
H15.06.04		20,000	31		0%	0	0	20,000	-171,306	0	521	0
H15.06.12	20,000		8		0%	0	0	0	-152,656	0	642	0
H15.07.04		20,000	22		0%	0	0	20,000	-172,656	0	187	1,350
H15.08.04		20,000	31		0%	0	0	20,000	-192,656	0	460	0
H15.09.02		20,000	29		0%	0	0	20,000	-212,656	0	733	0
H15.09.13	20,000		11		0%	0	0	0	-194,934	0	765	0
H15.10.04		20,000	21		0%	0	0	20,000	-214,934	0	320	2,278
H15.10.18	10,000		14		0%	0	0	0	-205,906	0	560	0
H15.10.31	20,000		13		0%	0	0	0	-186,272	0	412	972
H15.11.04		20,000	4		0%	0	0	20,000	-206,272	0	366	366
H15.12.04		20,000	30		0%	0	0	20,000	-226,272	0	102	0
H15.12.31			27		0%	0	0	0	-226,272	0	847	0
H16.01.05		20,000	5		0%	0	0	20,000	-246,272	0	836	0
H16.02.04		20,000	30		0%	0	0	20,000	-266,272	0	154	0
H16.03.03		20,000	28		0%	0	0	20,000	-286,272	0	1,009	0
H16.03.20	20,000		17		0%	0	0	0	-270,902	0	1,018	0
H16.04.05		20,000	16		0%	0	0	20,000	-290,902	0	664	4,630
H16.05.01		20,000	26		0%	0	0	20,000	-310,902	0	592	0
H16.06.04		20,000	34		0%	0	0	20,000	-330,902	0	1,033	0
H16.06.19	20,000		15		0%	0	0	0	-314,649	0	1,444	0
H16.07.03		20,000	14		0%	0	0	20,000	-334,649	0	678	3,747
H16.07.11	20,000		8		0%	0	0	0	-315,615	0	601	0
H16.08.03		20,000	23		0%	0	0	20,000	-335,615	0	365	966
H16.09.03		20,000	31		0%	0	0	20,000	-355,615	0	991	0
H16.09.22	10,000		19		0%	0	0	0	-348,950	0	1,421	0
H16.10.04		20,000	12		0%	0	0	20,000	-368,950	0	923	3,335
H16.11.02		20,000	29		0%	0	0	20,000	-388,950	0	572	0
H16.12.04		20,000	32		0%	0	0	20,000	-408,950	0	1,461	0
H16.12.22	30,000		18		0%	0	0	0	-383,688	0	1,700	0
H16.12.31			9		0%	0	0	0	-383,688	0	1,005	4,738
H17.01.05		20,000	5		0%	0	0	20,000	-403,688	0	471	0
H17.01.25	30,000		20		0%	0	0	0	-375,526	0	262	0
H17.02.04		10,000	10		0%	0	0	10,000	-385,526	0	1,105	1,838
											514	0

計 算 書

取引日	借入額	返済額	日数	遅延 日数	利率	利 息	遅延 損害金	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息(5%)	過払利息の 元本充当額
H17.02.04		10,000	0		0%	0	0	10,000	-395,526	0	0	0
H17.03.03		20,000	27		0%	0	0	20,000	-415,526	0	1,462	0
H17.04.04		20,000	32		0%	0	0	20,000	-435,526	0	1,821	0
H17.05.02		20,000	28		0%	0	0	20,000	-455,526	0	1,670	0
H17.05.14	20,000		12		0%	0	0	0	-441,741	0	748	6,215
H17.06.02		20,000	19		0%	0	0	20,000	-461,741	0	1,149	0
H17.07.03		20,000	31		0%	0	0	20,000	-481,741	0	1,960	0
H17.07.25	30,000		22		0%	0	0	0	-456,301	0	1,451	4,560
H17.08.03		20,000	9		0%	0	0	20,000	-476,301	0	562	0
H17.09.02		20,000	30		0%	0	0	20,000	-496,301	0	1,957	0
H17.10.03		20,000	31		0%	0	0	20,000	-516,301	0	2,107	0
H17.11.02		20,000	30		0%	0	0	20,000	-536,301	0	2,121	0
H17.11.10	100,000		8		0%	0	0	0	-443,835	0	587	7,334
H17.11.12	150,000		2		0%	0	0	0	-293,756	0	121	121
H17.12.02		20,000	20		0%	0	0	20,000	-313,756	0	804	0
H17.12.02		100,000	0		0%	0	0	100,000	-413,756	0	0	0
H17.12.26	100,000		24		0%	0	0	0	-315,920	0	1,360	2,164
H18.01.05		40,000	10		0%	0	0	40,000	-355,920	0	432	0
H18.02.03		20,000	29		0%	0	0	20,000	-375,920	0	1,413	0
H18.02.24	40,000		21		0%	0	0	0	-338,846	0	1,081	2,926
H18.03.02		20,000	6		0%	0	0	20,000	-358,846	0	278	0
H18.04.04		20,000	33		0%	0	0	20,000	-378,846	0	1,622	0
H18.05.02		20,000	28		0%	0	0	20,000	-398,846	0	1,453	0
H18.06.01		20,000	30		0%	0	0	20,000	-418,846	0	1,639	0
H18.07.04		15,000	33		0%	0	0	15,000	-438,846	0	1,893	0
H18.08.01		15,000	28		0%	0	0	15,000	-448,846	0	1,664	0
H18.09.01		15,000	31		0%	0	0	15,000	-463,846	0	1,906	0
H18.10.03		15,000	32		0%	0	0	15,000	-478,846	0	2,033	0
H18.11.01		15,000	29		0%	0	0	15,000	-493,846	0	1,902	0
H18.12.01		15,000	30		0%	0	0	15,000	-508,846	0	2,029	0
H19.01.04		15,000	34		0%	0	0	15,000	-523,846	0	2,369	0
H19.02.02		15,000	29		0%	0	0	15,000	-538,846	0	2,081	0
H19.03.02		15,000	28		0%	0	0	15,000	-553,846	0	2,066	0
H19.04.04		15,000	33		0%	0	0	15,000	-568,846	0	2,503	0
H19.05.01		15,000	27		0%	0	0	15,000	-583,846	0	2,103	0
H19.06.01		15,000	31		0%	0	0	15,000	-598,846	0	2,479	0
H19.07.03		15,000	32		0%	0	0	15,000	-613,846	0	2,625	0
H19.08.01		15,000	29		0%	0	0	15,000	-628,846	0	2,438	0
H19.09.03		15,000	33		0%	0	0	15,000	-643,846	0	2,842	0
H19.10.03		15,000	30		0%	0	0	15,000	-658,846	0	2,645	0
H19.11.01		15,000	29		0%	0	0	15,000	-673,846	0	2,617	0
H19.12.03		10,000	32		0%	0	0	10,000	-683,846	0	2,953	0
H19.12.03		2,255	0		0%	0	0	2,255	-686,101	0	0	0
H19.12.31			28		0%	0	0	0	-686,101	0	2,631	0
H20.12.31			366		0%	0	0	0	-686,101	0	34,305	0
H23.12.31			1095		0%	0	0	0	-686,101	0	102,915	0
H24.12.31			366		0%	0	0	0	-686,101	0	34,305	0
H27.12.31			1095		0%	0	0	0	-686,101	0	102,915	0
H28.09.06			250		0%	0	0	0	-686,101	0	23,432	0
									-1,032,744		未充当計 346,643	

これは正本である。

平成29年2月17日

神戸地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 飯田英樹

